

大分県サービス付き高齢者向け住宅登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大分県内における高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第3章の規定に基づくサービス付き高齢者向け事業に係る事務（法第77条の規定により指定都市及び中核市の長が行うものを除く。以下「本業務」という。）に関し、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度の実施に関し必要な事項を定めることにより、同制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事務の連携)

第2条 本業務は、福祉保健部及び土木建築部が連携して取り扱うものとし、その事務分担及び事務手順については協議の上定める。

(事前の審査等)

第3条 法第5条第1項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けようとする者は、法第6条第1項の規定による登録の申請（以下「申請」という。）の前に別に定める事前の審査を受けなければならない。ただし、法第5条第2項の登録の更新にあつてはこの限りでない。

2 申請は、前項の事前の審査の後及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認済証の交付を受けた後（同項の建築確認申請が必要な場合に限る。）に行うものとする。

(登録の申請)

第4条 申請は、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）第4条に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書（共同省令 別記様式第1号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、共同省令第7条に定める書類及び次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 加齢対応構造等のチェックリスト（様式第2号又は様式第3号）
- (2) 入居契約のチェックリスト（様式第4号）
- (3) 共同省令第8条かっこ書きに該当する場合は、共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分（入居者等が必要な時間に自由に利用できる部分であり、サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者等と共同で利用する部分、専らサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が使用する部分は含まない。）の場所及び面積を記載した平面図（ただし、共同省令第7条第3号の各階平面図に記載がある場合は添付を要しない。）
- (4) 高齢者生活支援サービスの提供に係る約款
- (5) 入居契約に係る約款
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書及び第2項の添付書類の提出部数は、正本1部、副本2部とする。

(登録の基準)

第5条 登録の基準は、法第7条第1項のとおりとする。

2 面積の基準等の取扱いについては、別記1のとおりとする。

(登録等の通知)

第6条 知事は、第4条の登録の申請が第5条の基準に適合していると認めるときは、法第8条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、サービス付き高齢者向け住宅登録簿（様式第5号）に記載して登録

するものとする。

- 2 法第7条第3項の登録を受けた者への通知は、様式第6号によるものとする。
- 3 法第7条第4項の基準に適合しない旨の通知は、様式第7号によるものとする。
- 4 法第7条第5項の市町村長への通知は、様式第8号によるものとする。

(登録の拒否等)

第7条 法第8条第1項の規定により登録を拒否したときは、知事は様式第9号より、法第6条第1項の規定により登録の申請をした者に通知するものとする。

(登録事項の変更)

第8条 法第9条第1項の規定による登録事項の変更の届出は、共同省令第16条に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更届出書(共同省令 別記様式第2号)を知事に提出して行うものとする。その場合、第4条に掲げる添付図書のうち、当該変更内容が確認できるものを添付することとする。

- 2 法第9条第4項の市町村長への通知は、様式第11号によるものとする。

(地位の承継)

第9条 法第11条第3項の届出は、様式第12号によるものとする。

(廃業等の届出)

第10条 法第12条第1項及び同条第2項の届出は、様式第13号によるものとする。

(登録の抹消)

第11条 法第13条第1項の規定により登録を抹消しようとする場合は、様式第14号により、知事に登録の抹消を申請するものとする。

- 2 法第13条第2項の市町村長への通知は、様式第15号によるものとする。

(入居開始の届出)

第12条 登録事業者は、法第6条第1項第13号の居住の用に供する前のサービス付き高齢者向け住宅について入居を開始しようとするときは、法第24条第1項の規定に基づき、その内容をあらかじめ届け出るものとする。

- 2 前項の届出は、様式第16号によるものとする。

(定期報告及び立入検査)

第13条 法第24条の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅に対する定期報告及び立入検査を行うにあたり必要な事項は別に定める。

(登録の取り消し)

第14条 法第26条第3項の登録事業者であった者への通知は、様式第17号によるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に規定のない事項で、登録制度の実施に必要な事項は知事が定めるものとする。

附則

この要領は、平成24年3月1日より施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和3年2月1日より施行する。